

通学形態変更届

(自宅外→自宅)

授学生→学校→異動・補導係

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願い出ます。

なお、確認書で確認し、誓約・同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、

確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号								学籍番号	提出日	西暦 年 月 日				
5	2	0								(注)	生年月日	西暦 年 月 日	(満 歳)	
京都大学 大学 短期大学 学校								学部	学科(科)	年次	フリガナ			
								課程	研究科		氏名(自署)			

(注)・給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は必ず記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)

通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。

・在籍報告で通学形態の変更を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。

ただし、振込超過が発生し返戻が必要な場合は、本届で振込金受取書コピーを添付して提出してください。

機構使用欄 (変更始期)	年 月			
	2	0		

■ 通学形態変更(自宅外通学→自宅通学)

変更内容	□自宅外通学→自宅通学へ → 【変更始期】自宅外要件を満たさなくなった日(※)の 属する月の翌月(月の初日の場合はその月)
自宅外要件を満たさなくなった日	西暦 年 月 日

(※)自宅へ転居した、別居していた生計維持者と同居を開始した、別居していた生計維持者が近隣に転居してきた、家賃の負担がなくなった等

- (注1)第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)します。
選択可能な範囲で月額変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願出ください。
- (注2)通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります(学校を通じてお渡します)。
- (注3)通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理となった場合は反映月以降の振込金額で精算します。
支援区分変更や休学・退学などの異動等により振込超過金の精算ができない場合は返金が必要です。
- (注4)給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている者が、給付奨学金の支援対象外となった期間に自宅通学となった場合は
「第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」(貸与様式2-2)で願出ください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

●学校記入欄(必須)

返還誓約書(第一種奨学金) 機構提出(□を記入)	<input type="checkbox"/>	提出済
-----------------------------	--------------------------	-----

国立大学法人京都大学
学校名 教育推進・学生支援部学生課長

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
075 - 753 - 2535	106002	01
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。